

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百四号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第八条及び第七十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童手当法の規定の適用についての技術的読替え）

第一条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第八条の規定による整備法第三十六条の規定による改正後の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下この条において「新児童手当法」という。）第二十一条及び第二十二条の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える新児童手当法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第二項	児童福祉法	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第八条の規定により読み替えられた児童福祉法（次条第一項において「読替え後の児童福祉法」という。）

第二十一条第一項	同条第八項	読替え後の児童福祉法第五十六条第八項
同法	児童福祉法	
同条第三項	児童福祉法第五十六条第三項	

（保育所の設置の認可の要件に関する経過措置）  
第二条 整備法第六条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、整備法の施行の日（以下本則において「整備法の施行日」という。）以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は整備法の施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行った者について適用する。

（準備行為）  
第三条 新児童福祉法を施行するために必要な条例の制定又は改正、新児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整及び要請、新児童福祉法第三十四条の八第二項の規定による届出、新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の手続、新児童福祉法第三十五条第四項の認可の手続（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所に係るものに限る。）、新児童福祉法第五十六条の八第一項の規定による指定の手続その他の行為は、整備法の施行日前においても行うことができる。

（条例の制定に関する経過措置）  
第四条 整備法の施行日から起算して一年を超えない期間内において、次の各号に掲げる規定に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、当該各号に定める規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

- 一 新児童福祉法第三十四条の八の二第一項 同条第二項
- 二 新児童福祉法第三十四条の八の二第二項 同条第二項

（定義）  
第五条 この条から第七条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧児童福祉法 整備法第六条の規定による改正前の児童福祉法をいう。
- 二 旧共済法 整備法第二十九条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）をいう。
- 三 新共済法 整備法第二十九条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法をいう。
- 四 新認定こども園法 一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）をいう。
- 五 一部改正法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）をいう。
- 六 旧保育所 旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。
- 七 新保育所 新児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。
- 八 学校法人 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。
- 九 社会福祉法人 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。
- 十 経営者 社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第五項に規定する経営者をいう。
- 十一 共済契約対象施設等 社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第八項に規定する共済契約対象施設等をいう。
- 十二 共済契約 社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第九項に規定する退職手当共済契約をいう。
- 十三 共済契約者 社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十項に規定する共済契約者をいう。
- 十四 被共済職員 社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十一项に規定する被共済職員をいう。

十五 幼保連携型認定こども園 新認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（みなし幼保連携型認定こども園を除く。）をいう。

十六 幼保連携施設 一部改正法附則第三条第一項に規定する幼保連携施設をいう。

十七 みなし幼保連携型認定こども園 一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。

十八 元公布時社福経営共済施設 次に掲げる施設をいう。

イ 学校法人が廃止された旧保育所（この政令の公布の際現に社会福祉法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けているものに限る。）の施設を利用して整備法の施行日前に同項の規定による認可を受けて経営を開始する旧保育所のうち、当該学校法人がその経営を開始する日の前日において当該廃止された旧保育所が当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であったもの

ロ 学校法人が整備法の施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けて経営を開始する幼稚園（この政令の公布の際現に社会福祉法人が同項の規定による認可を受けているものに限る。）であって、当該学校法人がその経営を開始する日の前日において当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であったもの

十九 公布時学法経営旧保育所 この政令の公布の際現に学校法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けている旧保育所をいう。

二十 公布時学法経営幼稚園 この政令の公布の際現に学校法人が学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けている幼稚園をいう。

二十一 元施行時社福経営共済施設 次に掲げる施設をいう。

イ 学校法人が廃止された旧保育所（この政令の公布の際現に社会福祉法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けているものに限る。）の施設を利用して整備法の施行日後に新児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けて経営を開始する新保育所のうち、整備法の施行日の前日から当該学校法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該廃止された旧保育所が当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であったもの

ロ 学校法人が整備法の施行日以後に学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けて経営を開始する幼稚園（この政令の公布の際現に社会福祉法人が同項の規定による認可を受けているものに限る。）であって、整備法の施行日の前日から当該学校法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であったもの

二十二 元公布時学法経営施設 次に掲げる施設をいう。

イ 社会福祉法人が廃止された旧保育所（この政令の公布の際現に学校法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けているものに限る。）の施設を利用して整備法の施行日前に同項の規定による認可を受けて経営を開始する旧保育所のうち、この政令の公布の日（以下「公布日」という。）から当該社会福祉法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該廃止された旧保育所が当該学校法人が経営していたものであったもの

ロ 社会福祉法人が整備法の施行日前に学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けて経営を開始する幼稚園（この政令の公布の際現に学校法人が同項の規定による認可を受けているものに限る。）であって、公布日から当該社会福祉法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該学校法人が経営していたもの

二十三 公布時社福経営旧保育所 この政令の公布の際現に社会福祉法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けている旧保育所をいう。

二十四 公布時社福経営幼稚園 この政令の公布の際現に社会福祉法人が学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けている幼稚園をいう。

二十五 元施行時学法経営施設 次に掲げる施設をいう。

イ 社会福祉法人が廃止された旧保育所（この政令の公布の際現に学校法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けているものに限る。）の施設を利用して整備法の施行日後に新児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けて経営を開始する旧保育所のうち、公布日から当該社会福祉法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該廃止された旧保育所が当該学校法人が経営していたものであったもの

ロ 社会福祉法人が整備法の施行日以後に学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けて経営を開始する幼稚園（この政令の公布の際現に学校法人が同項の規定による認可を受けているものに限る。）であって、公布日から当該社会福祉法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該学校法人が経営していたもの

（社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であった保育所等を経営する学校法人に関する経過措置）

第六条 学校法人が公布日の翌日から整備法の施行日の前日までの間のいずれの日から元公布時社福経営共済施設の経営を開始する場合であって、当該元公布時社福経営共済施設及び公布時学法経営旧保育所又は公布時学法経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園法第十七条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者であるときは、当該元公布時社福経営共済施設の経営を開始する日に共済契約の申込みを行う場合に限り、整備法の施行日の前日までの間であって当該元公布時社福経営共済施設を経営する間、当該学校法人を経営者とみなして旧共済法の規定を適用する。

2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	次に掲げる施設	子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第四百四号）以下「経過措置政令」という。第五号第十八号に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第百八十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所
第二条第四項	社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業	特例幼稚園（経過措置政令第五号第十八号に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）
第二条第五項	特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等	又は特例幼稚園
第一条第六項	社会福祉施設又は特定社会福祉事業	社会福祉施設
	要する者	要する者（経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第五号第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）

第二項第八項	、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等	又は申出施設等
第二項第九項及び第十一項	又は特定介護保険施設等職員以外のもの	以外のもので、(経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日において当該申出施設等の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。)
第二項第十二項	、特定介護保険施設等職員及び	及び
第二項第十三項	社会福祉施設又は特定社会福祉事業	社会福祉施設
第四條の二第一項及び第二項並びに第六條第五項	特定介護保険施設等又は申出施設等	申出施設等
第十八條	もの及び特定介護保険施設等職員であるもの(社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として法令で定めるものに限る。)	もの

3 学校法人が公布日の翌日から整備法の施行日の前日までの間のいずれかの日から元公布時社福経営共済施設及び公布時学法令法経営旧保育所又は公布時学法令法経営幼稚園で構成される幼保連携施設について一部改正法附則第三條第一項の規定により新認定こども園法第十七條第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされるものに限る。を經營しようとする者であるときは、当該元公布時社福経営共済施設の經營を開始する日に共済契約の申込みを行う場合に限り、整備法の施行日の前日までの間であつて当該元公布時社福経営共済施設を經營する間、当該学校法人を經營者とみなして旧共済法の規定を適用する。

4 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定により經營者とみなされた学校法人が經營する共済契約対象施設等であるものに限る。を經營する者であるときは、当該学校法人を經營者とみなして新共済法の規定を適用する。

6 前項の場合における新共済法の規定の適用については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧共済法」とあるのは、「新共済法」と、同表第二條第六項の項中「經營者が当該社会福祉施設の經營を開始する日」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日(以下「整備法の施行日」という。)」と、「経過措置政令第五條第八号イに規定する廃止された旧保育所」とあるのは、「当該社会福祉施設」と、同表第二條第八項の項中「經營者が当該申出施設等の經營を開始する日」とあるのは、「整備法の施行日」と読み替えるものとする。

7 学校法人が整備法の施行日以後のいずれかの日から元施行時社福経営共済施設の經營を開始する場合であつて、当該元施行時社福経営共済施設及び公布時学法令法経営旧保育所又は公布時学法令法経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園法第十七條第一項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者であるときは、当該元施行時社福経営共済施設の經營を開始する日に共済契約の申込みを行う場合に限り、当該元施行時社福経営共済施設を經營する間、当該学校法人を經營者とみなして新共済法の規定を適用する。

8 前項の場合における新共済法の規定の適用については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧共済法」とあるのは、「新共済法」と、同項の表第二條第一項の項及び第二條第四項の項中「第五條第十八号」とあるのは、「第五條第二十一号」と、元公布時社福経営共済施設」とあるのは、「元施行時社福経営共済施設」と、同表第二條第六項の項中「經營者が当該社会福祉施設の經營を開始する日の前日において経過措置政令第五條第十八号イ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日(以下「整備法の施行日」という。))の前日から經營者が当該社会福祉施設の經營を開始する日の前日までの間、経過措置政令第五條第二十一号イ」と、同表第二條第八項の項中「經營者が当該申出施設等の經營を開始する日の前日において」とあるのは、「整備法の施行日の前日から經營者が当該申出施設等の經營を開始する日の前日までの間」と読み替えるものとする。

9 第一項、第五項又は第七項の規定により經營者とみなされた学校法人が幼保連携型認定こども園(当該学校法人が当該幼保連携型認定こども園の經營を開始する日の前日においてその經營する共済契約対象施設等である元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設及び公布時学法令法経営旧保育所又は公布時学法令法経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園法第十七條第一項の規定による設置の認可を受けたものに限る。)を經營する者であるときは、当該学校法人を經營者とみなして新共済法の規定を適用する。

10 前項の場合における新共済法の規定の適用については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧共済法」とあるのは、「新共済法」と、同項の表第二條第一項の項中「第五條第十八号」とあるのは、「第六條第九項」と、「元公布時社福経営共済施設である児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五條第四項の規定による認可を受けた保育所」とあるのは、「幼保連携型認定こども園(学校法人(私立)学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三條に規定する学校法人をいう。以下同じ)が同項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五條第四項の規定による認可を受けたものに限る。)」と、同表第二條第四項の項中「特例幼稚園」とあるのは、「特例幼保連携型認定こども園」と、「第五條第十八号」とあるのは、「第六條第九項」と、「元公布時社福経営共済施設である学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四條第一項の規定による認可を受けた幼稚園」とあるのは、「幼保連携型認定こども園(学校法人が同項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四條第一項の規定による認可を受けた幼稚園を廃止して就学前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七條第一項の規定による認可を受けたものに限る。)」と、同表第二條第五項の項中「特例幼稚園」とあるのは、「特例幼保連携型認定こども園」と、同表第二條第六項の項中「第五條第十八号イに規定する廃止された旧保育所」とあるのは、「第六條第九項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である児童福祉法第三十五條第四項の規定による認可を受けた保育所」と、同表第二條第八項の項中「当該申出施設等の業務」とあるのは、「経過措置政令第六條第九項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である学校教育法第四條第一項の規定による認可を受けた幼稚園の業務」と読み替えるものとする。



ることを要する者であつて当該みなし幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者となる者(当該社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで当該学校法人に使用され、第五条第二十二号イに規定する廃止された旧保育所又は同号ロに規定する幼稚園の業務に常時従事することを要していた者であつて、厚生労働省令で定める事情により当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。第七項において「みなし認定こども園従事予定公布時学法職員」という。)については、旧共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、被共済職員でないものとすることができる。

3 第一項の規定により認定こども園従事予定公布時学法職員について被共済職員でないものとした社会福祉法人が整備法の施行日以後引き続き元公布時学法経営施設(整備法の施行日の前日において社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であつたものに限る。)を経営する者であるときは、当該社会福祉法人は、当該社会福祉法人に使用される当該元公布時学法経営施設の業務に常時従事することを要する者(第一項の規定により被共済職員でないものとされた者に限る。)については、新共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、被共済職員でないものとすることができる。

4 社会福祉法人が整備法の施行日以後のいずれかの日から元施行時学法経営施設の経営を開始する場合であつて、当該元施行時学法経営施設及び公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園法第十七条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者(整備法の施行日の前日まで共済契約を締結し、当該共済契約を締結した日から引き続き共済契約者である者に限る。)であるときは、当該社会福祉法人は、当該元施行時学法経営施設を経営する間、当該社会福祉法人に使用される当該元施行時学法経営施設の業務に常時従事することを要する者であつて当該幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者となる者(当該社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで当該学校法人に使用され、第五条第二十五号イに規定する廃止された旧保育所又は同号ロに規定する幼稚園の業務に常時従事することを要していた者であつて、厚生労働省令で定める事情により当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。次項において「認定こども園従事予定施行時学法職員」という。)については、新共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、被共済職員でないものとするることができる。

5 第一項又は前二項の規定により認定こども園従事予定公布時学法職員又は認定こども園従事予定施行時学法職員について被共済職員でないものとした社会福祉法人が幼保連携型認定こども園(当該社会福祉法人が当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日においてその経営する共済契約対象施設等であつた元公布時学法経営施設又は元施行時学法経営施設及び公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けたものに限る。)を経営する者(共済契約者である者に限る。)であるときは、当該社会福祉法人は、当該社会福祉法人に使用される当該幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者(第一項又は前二項の規定により被共済職員でないものとされた者に限る。)については、新共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、被共済職員でないものとするることができる。

6 社会福祉法人が幼保連携型認定こども園(学校法人が次に掲げる施設を、当該社会福祉法人が公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園をそれぞれ廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して当該社会福祉法人が新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けるものに限る。)の経営を開始する場合であつて、整備法の施行日の前日までに共済契約を締結し、当該共済契約を締結した日から引き続き共済契約者である者であるときは、当該社会福祉法人は、当該幼保連携型認定こども園を経営する間、当該社会福祉法人に使用される当該幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者(当該社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで当該学校法人に使用され、当該廃止された施設の業務に常時従事することを要していた者で

あつて、厚生労働省令で定める事情により当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。)については、新共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、被共済職員でないものとするることができる。

一 この政令の公布の際現に当該学校法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けている旧保育所であつて、公布日から当該社会福祉法人が当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日までの間、当該学校法人が経営していたもの

二 この政令の公布の際現に当該学校法人が学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けている幼稚園であつて、公布日から当該社会福祉法人が当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日までの間、当該学校法人が経営していたもの

7 第二項の規定によりみなし認定こども園従事予定公布時学法職員について被共済職員でないものとした社会福祉法人がみなし幼保連携型認定こども園(元公布時学法経営施設(整備法の施行日の前日において当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であつたものに限る。)及び公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園で構成される幼保連携施設について一部改正法附則第三条第一項の規定により新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされたものに限る。)を経営する者(共済契約者である者に限る。)であるときは、当該社会福祉法人は、当該社会福祉法人に使用される当該みなし幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者(第二項の規定により被共済職員でないものとされた者に限る。)については、新共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、被共済職員でないものとするることができる。

附則

この政令は、整備法の施行の日から施行する。ただし、第三条及び第五条から第七条までの規定については、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
文部科学大臣 下村 博文  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

## ○厚生労働省令第百四十号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する法令（平成二十六年政令第百四十号）第七條第一項、第二項、第四項及び第六項の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十六年十二月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する省令

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する法令第七條第一項、第二項、第四項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げるいずれかの事情とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四條第一項の規定による認可を受けた幼稚園の廃止及び設置者の変更
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五條第十二項の規定による承認を受けた保育所の廃止又は休止

## 附 則

(施行期日)

第一條 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二條 この省令の施行の日から子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの省令の規定の適用については、本則第二号中「第三十五條第十二項」とあるのは「第三十五條第七項」とする。